

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

アスファルトピッチ

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

石油精製における減圧残油を熱分解して得られる残さ分で粒塊状の黒色固体。

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

B

3.2 見かけ密度(kg/m³) : BULK DENSITY

700～800 kg/m³ (嵩密度)

3.3 載貨係数(m³/t) : STOWAGE FACTOR

1.25～1.43 (m³/t)

3.4 粒径 : SIZE

粗粒 1mm 以下の粒径は 10%未満

3.5 等級 (種別 B の場合に限る) : CLASS 国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No.

- ・ CLASS : MHB
- ・ UN No : 不適用

3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

- ・ 特定の融点はないが、140℃～200℃で軟化する。発火点は約 500℃であり、通常、この貨物の火災危険性は低い。
- ・ 引火点 (200℃) 以上に加熱すると、炭化水素の可燃性ガスを発生する。
- ・ 通常の野積みでは発生しないが、大量に貯蔵すると蓄熱 (自己発熱) の可能性がある。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

高温場所に隣接して積載しないこと。

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

- ・特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。
- ・粉塵の発生する可能性があるため、強風下で粉塵があがる可能性がある場合は、散水などの対策をとること。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

- ・粉塵からの機器を保護するため、機関室、機器室は閉鎖するなどの対策を検討すること。
- ・この粉塵に晒される恐れのある場合は保護具（安全帽、防塵マスク、防塵眼鏡、安全靴、手袋、長袖、長ズボンの作業衣）を着用すること。
- ・火気に注意すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

ガス発生、自然発熱等の危険性は無いため、特段の要件はない。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

粉塵の発生する可能性があるため、強風下で粉塵があがる可能性がある場合は、散水などの対策をとること。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

(1) 備えるべき特別非常用装備（SPECIAL EMERGENCY EQUIPMENT TO BE CARRIED）

保護具（長靴、手袋、つなぎ服、ヘッドギア）

(2) 非常時の措置（EMERGENCY PROCEDURES）

保護具を装着すること。

(3) 火災発生時の行動（EMERGENCY ACTION IN THE EVENT OF FIRE）

- ・船倉を閉鎖すること。もし利用可能であれば船舶の固定式消火設備を用い

- ること。
- ・上記が不可能である場合、大量の水で消火する。特別な消火剤を必要とせず、大量の注水による冷却消火が最も効果的である。

(4) 応急医療 (MEDICAL FIRST AID)

- ・目に入った場合：流水で十分に洗い、眼科医の診療を受ける。
- ・皮膚に付着した場合：石鹼でよく洗い、うがい及び入浴をする。
かぶれた場合は引っかけずに医師の診察を受ける。
- ・飲み込んだ場合：誤って摂取した場合は医師の診察を受ける。